

デイサービスセンターぶなの園 利用料金表（負担割合：1割）

[認知症対応型通所介護]

1日あたり

サービス提供時間 7時間以上8時間未満（併設型）

	基本料金	入浴	サービス提供 体制強化加算	計	食事	合計
要介護1	894円	40円	22円	956円	650円	1,606円
要介護2	989円	40円	22円	1,051円	650円	1,701円
要介護3	1,086円	40円	22円	1,148円	650円	1,798円
要介護4	1,183円	40円	22円	1,245円	650円	1,895円
要介護5	1,278円	40円	22円	1,340円	650円	1,990円

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記(2)①参照）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※自宅と事業所との間の送迎を行なわなかった場合、片道につき47円（負担割合1割の場合）が減算されます。

※理学療法士等の機能訓練指導員が1日120分以上当該事業所に専従し、利用者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施した場合は、一日につき27円（負担割合1割の場合）の個別機能訓練加算（Ⅰ）が加算されます。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定し、かつ計画内容を厚生労働省に提出したうえで訓練実施情報等を有効活用した場合は、一月につき20円（負担割合1割の場合）の個別機能訓練加算（Ⅱ）が加算されます。

※理学療法士等が居宅を訪問し、居宅での入浴に向けた援助を実施したうえで、事業所において個別入浴計画に基づいた入浴介助を行なった場合は、上記の入浴サービス費が55円（負担割合1割の場合）となります。

※上記の金額の他に、介護職員等処遇改善加算として一月につき所定単位の181/1000を乗じた金額が加算されます。

※上記に科学的介護推進体制加算として一月につき40円（負担割合1割の場合）が加算されます。

※上記は負担割合1割の場合の金額であり、負担割合2割の場合は上記の2倍、負担割合3割の場合は上記の3倍の金額になります。（食事代は同額）

[介護予防認知症対応型通所介護]

1日あたり

(単位：円)

サービス提供時間 7時間以上8時間未満（併設型）…負担割合1割の場合

	要支援1	要支援2	入浴サービス	サービス提供体制強化加算
1. ご契約者の要支援度とサービス利用料金	7,730円	8,640円	400円	220円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,957円	7,776円	360円	198円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	773円	864円	40円	22円

※ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※自宅と事業所との間の送迎を行なわなかった場合、片道につき47円(負担割合1割の場合)が減算されます。

※理学療法士等の機能訓練指導員が1日120分以上当該事業所に専従し、利用者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施した場合は、一日につき27円(負担割合1割の場合)の個別機能訓練加算(I)が加算されます。

※個別機能訓練加算(I)を算定し、かつ計画内容を厚生労働省に提出したうえで訓練実施情報等を有効活用した場合は、一月につき20円(負担割合1割の場合)の個別機能訓練加算(II)が加算されます。

※理学療法士等が居宅を訪問し、居宅での入浴に向けた援助を実施したうえで、事業所において個別入浴計画に基づいた入浴介助を行なった場合は、上記の入浴サービス費が55円(負担割合1割の場合)となります。

※上記の金額の他に、介護職員等処遇改善加算として一月につき所定単位の181/1000を乗じた金額が加算されます。

※上記に科学的介護推進体制加算として一月につき40円(負担割合1割の場合)が加算されます。

※上記は負担割合1割の場合の金額であり、負担割合2割の場合は上記の2倍、負担割合3割の場合は上記の3倍の金額になります。